

宮城県森林審議会議事録

日 時 : 平成29年12月20日(水)
午後1時30分から午後3時30分まで
場 所 : 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

議 事

審議事項

- (1) 宮城南部地域森林計画の変更について
- (2) 宮城北部地域森林計画の変更について

報告事項

- (1) 森林保全部会の審議状況について
- (2) 森林保護部会の審議状況について

(1) 開 会

【司会（及川副参事兼課長補佐(総括担当)）】

定刻となりましたので、ただ今から宮城県森林審議会を開会いたします。本日は年末の大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

初めに会議の定足数について御報告いたします。本審議会の委員定数は11名であり、本日は委員定数の半数以上の9名の出席を賜っており、定足数を満たしておりますので、宮城県森林審議会規程第4条第2項の規定により、本日の会議は成立しておりますことを御報告いたします。

次に会議の公開について御報告いたします。本審議会は宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条の規定により、原則として公開とすることになっております。本日は非公開とすべき審議事項等はありませんので、公開で開催いたします。

それでは、開会に当たりまして、農林水産部次長技術担当の永井から御挨拶を申し上げます。

(2) あいさつ

【永井次長】

本日は、年末のお忙しいところ、宮城県森林審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の森林・林業行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県内の森林は、戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎えています。この豊富な森林資源を「伐って、使って、また植える」という循環利用を推進し、林業の成長産業化と森林の公益的機能の発揮を図ることが重要な課題となっております。一方で、木材価格の低迷から森林所有者の経営意欲が低下し、管理放棄される森林の増加などが懸念されているところです。

このような中、国では、市町村が主体となっていく森林整備等の財源となる「森林環境税」を創設し、国民皆で森林を支える仕組みを構築することとしているほか、自ら森林管理を行うことができない所有者の森林を、意欲と能力のある林業経営体に委ね、生産性の高い林業経営を促す「新たな森林管理システム」の構築に向けた検討が行われていると伺っております。

また、県では今年度、本県森林、林業・木材産業の中長期的な指針である「みやぎ森林・林業の将来ビジョン」を見直し、今後10年間の新たなビジョンを策定する作業を進めております。来年2月の県議会での議決を経て公表後は、この新たなビジョンに基づき、国の動向も見据えながら、新たな木材需要の創出や、主伐・再造林による森林の更新、林業の担い手対策などの施策を引き続き推進してまいります。

さらに、東日本大震災から6年9ヶ月が経過し、来年度からは、宮城県震災復興計画で最終段階と定める、3年間の「発展期」を迎えることから、復興の総仕上げと、将来への礎を築いていくことが求められております。そのため、林業・木材産業分野においては、林野庁を始めとする多くの皆様の御協力を得ながら、海岸防災林の早期復旧を図っていくほか、キノコなどの特用林産物や、国際的な認証を取得した森林から産出される木材などの地域資源を活用した地域復興や交流人口の拡大などにも、積極的に取り組

んでまいることとしております。

本日は、審議事項として「宮城南部地域森林計画及び宮城北部地域森林計画の変更」を上程しておりますほか、報告事項として「森林保全部会及び森林保護部会における審議状況」の説明、さらには、国における「森林環境税や新たな森林管理システムの創設に向けた検討状況」及び宮城県議会で検討が行われている「(仮称)みやぎ森と緑の県民条例」の制定に向けた動きについての情報提供を予定しております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門分野から御指導、御助言を頂戴したいと考えておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

(3) 出席者紹介等

【司会(及川副参事兼課長補佐(総括担当))】

会議に先立ちまして、本日御出席いただいております委員の皆様を、お手元に配布しております出席者名簿の順に御紹介させていただきます。

元宮城県林業振興協会常任理事の川村正司委員です。川村委員には、森林保全部会の部会長をお引き受けいただいております。

東北森林管理局仙台森林管理署署長の齋藤哲委員です。

宮城県森林組合連合会代表理事会長の齋藤司委員です。

宮城県林業振興協会会長の佐藤久一郎委員です。佐藤委員には、森林保護部会の部会長をお引き受けいただいております。

NPO法人宮城県森林インストラクター協会広報部会報委員長の進藤恵美委員です。

東北大学大学院農学研究科教授の清和研二委員です。清和委員には、本審議会の会長をお引き受けいただいております。

株式会社伝統建築研究所代表取締役の高橋直子委員です。

尚絅学院大学環境構想学科准教授の鳥羽妙委員です。

東北工業大学工学部環境エネルギー学科教授の丸尾容子委員です。

なお、宮城県町村会副会長(南三陸町長)の佐藤仁委員、NPO法人水・環境ネット東北理事の谷田貝泰子委員におかれましては、本日所用のため欠席されております。

- 県職員の紹介 (略)
- 日程説明 (略)
- 資料確認 (略)

それでは、議事に入りますが、議事の進行につきましては、宮城県森林審議会規程第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、この後の議事進行について、清和会長よろしくお願いいたします。

(4) 審議事項

【清和会長】

それでは、議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の議事録署名委員を川村正司委員、佐藤久一郎委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

それでは、次第3の審議事項に入らせていただきます。平成29年10月24日付けで知事から諮問のありました「宮城南部地域森林計画及び宮城北部地域森林計画の変更について」であります。この2件は、関連がありますので、一括して説明願います。

- ① 宮城南部地域森林計画の変更について
- ② 宮城北部地域森林計画の変更について
 - ・事務局説明（高橋林業振興課長）（略）
 - ・質疑応答

【清和会長】

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問がございましたらお願いします。

【佐藤(久)委員】

北部の方で、石巻と女川でしたでしょうか、計画で林道がだいぶ本数が削減されてるようですが、この地区は震災等の影響によって出来なくなったということでしょうか。それとも何か理由があって見直したのでしょうか。

【高橋課長】

今回、石巻市と女川町の2市町で非常に大きな変更をしております。これまで既に完成していた林道がございまして、これまでは延伸等の可能性があり地域森林計画には残っていたという路線、また、今後大幅な見直しを行った上で開設計画がなくなったものを含めまして、石巻市で4路線、女川町で1路線、合計5路線を削除したものです。また、この他、震災後の2市町の財政状況を考慮し、当面整備する見込みがない石巻市分5路線、女川町分3路線、合計8路線を削除したものでございます。今後につきましては、来年度が北部地域森林計画の樹立に当たることとなりますので、2市町と調整を行って計画の熟度を上げた上で新たな路線計画等を計上していきたいと考えております。なお、今回、林野庁にも本計画を事前に調整したところ、異存なしという回答を得ているところでございます。震災の影響は多分にあったと思います。

【高橋委員】

教えていただきたいんですけども、全然知識がなくて申し訳ないんですが、林道は宮城県内に何kmぐらいあるんですか。

【高橋課長】

平成27年時点で1,459km。それまではもう少しありましたが林道から市町村道路に格上げされたり、それがまた県道に格上げされたりという形で、ここ概ね1,459kmになっている状況です。

【高橋委員】

そうすると10年間で1割弱ぐらい増えるという感じなんですか。

【高橋課長】

作業道を含めましてヘクタールあたり31m程なんですけれども、もう少し広げていきたいという形で、そういったものも踏み込んだ計画です。

【高橋委員】

私もよく仕事で秋田の方に行って表紙にある大崎市鬼首辺りをよく見てるんですけども、道路がないと森林の整備が進まないと思うんですが、予算関係があると思うんですが、本当は増やしていきたいというレベルなんでしょうか。それともこれで充分というレベルなのかお伺いしたいのですが。

【高橋課長】

だいぶ林道も予算が厳しくなっていて、年々予算も縮小されてきたんですけども、実は昨日、来年の国の予算で第2次折衝の結果が報告されまして、林道を含めた路網整備関係で来年から久々に大型の予算がつかしました。全国で80億円という林道整備に主に使える予算が昨日発表されましたので、我々もこれに期待しまして、これまで計画はしていたものの予算がなくて林道の延伸ができなかった、林道の開設ができなかった所も含めて、そういった予算を積極的に取りに行つて開設に向けて邁進したいと考えております。

【清和会長】

大和町とか住宅用地が結構、転換されてそこを通ってみると林が無くなってどんどん工場が建つて。こういったことは申請があればある程度の面積以下で条件が満たされれば認可するというのでしょうか。

【高橋課長】

はい、森林法以外にも大規模開発ですとか、そういった他法令もありますけれども、我々森林法で言えば一定の基準を満たされれば許可をしなければいけないとなっていますので、そういった安全性等が確保されれば許可をしてるという状況であります。

【清和会長】

仙台市では殆ど宅地開発、工場開発で虫食い状態で広がっていくと。だから緑地帯をどう整備するかとか、自治体に任されてるみたいで、県としては何かコメントする余地はあるんですか。

【高橋課長】

コメントする余地と言うよりも我々としてもやはり森林以外に開発されては困るエリア、例えば大事な森林については、先ほどの地域森林計画書にもありましたけれども、重要な森林ということで保安林に指定したり、あるいは県の緑地環境保全地域だとか色んな網をかけたが簡単には開発されない、あるいはしっかり守っていくというようなことで各種施策で取り組んでいるという状況でございます。

【永井次長】

もう一つ、今のは林業関係の話なんですけれども、県の行政としては都市計画の中で市街化調整区域というような制限を設けまして、開発されないように網をかけて開発を規制するという制度もございますので。全体の都市計画の網を被せることによって開発

をさせないという仕組みもございますので、その関係では土地利用計画の会議もございまして、森林分野、都市計画分野の方でそれぞれの情報を出し合って、それから先ほど言った緑地保全の制限をかける等、調整する場面もございます。

【清和会長】

横断的な会議とかもですか。

【永井次長】

そうですね。ただ一番に開発を規制する宅地開発の虫食いっていう話については、市街化調整区域が一番大きく制限をかけてる制度でございます。

【佐藤(久)委員】

森林の減少の原因のその他の欄のところ、例えば廃棄物処分場を作ったので利府とか角田が減ってる、あるいは岩沼が河川管理施設というふうになっているんではございますが、その他の欄ってというのは、例えば南部ですと18ページでして、森林から森林以外への異動の森林の減少のその他ってというのはレジャー施設、採石採土、農用地、住宅工場等、道路以外の全部はすべてここに入るんですか。

【高橋課長】

今回、その他に含まれている具体的なものを申しますと、廃棄物処分場、ゴミ処理施設、河川管理施設、墓地用地こういったものを合わせまして合計15.14ヘクタール計上させていただきます。

【佐藤(久)委員】

廃棄物処分場については、また別の森林の転用以外に環境の方でも審査会等で認められての話ですよ。

【高橋課長】

はい、そうだと思います。

【佐藤(久)委員】

基本的なことなんですけれども、5年毎に立てる10年間の計画ということで見直しをやってるはずでございますが、例えば林道を作りますよと、後からの5年間で作りますよっていう形で、計画ごとに後ろに路線だけ名前あげてやってるという所が沢山ある気がするのですが、その辺は2回以上出せない規定とか、翌年次期にあげた計画は作りなさいよとはならないのか確認したいと思います。

【高橋課長】

市町村の財政状況、県の財政状況、国の予算の状況も踏まえまして優先順位の高い所から含めて前半5年分の中でやっていくという形で表の中に丸がついてることになります。

【清和会長】

ほかに御意見ございませんでしょうか。

それでは、御意見御質問がなければ、審議事項についてお諮りしてよろしいでしょうか。それではお諮りいたします。審議事項の「宮城南部地域森林計画の変更について」及び「宮城北部地域森林計画の変更について」の2件について、「原案のとおり適当と認める」旨の答申をすることにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

< 異議なしの声 >

「異議なし」ということですので、審議事項（１）の「宮城南部地域森林計画の変更について」と、審議事項（２）の「宮城北部地域森林計画の変更について」の２件については、「原案のとおり適当と認める」旨の答申をすることに決定いたしました。以上をもちまして、審議事項については終了いたします。

（５） 報告事項

【清和会長】

続きまして、次第４の報告事項に進みたいと思います。最初に、報告事項（１）の「森林保全部会の審議状況について」森林保全部会の川村部会長から説明をお願いします。

① 森林保全部会の審議状況について

・川村部会長説明 （略）

【清和会長】

ありがとうございました。

開発面積の上限はあるのでしょうか。条例か、もっと上位の何かで決められてるのでしょうか。

【後藤課長】

林地開発につきましては面積の上限がございません。御説明申し上げましたように防災の観点ですとか一定の要件を満たす場合につきましては、原則許可しなければならないという法律でありまして、行政の名で禁じるというのはございません。今回の報告にありますように近年は太陽光の案件が増えてございます。平成23年からの林地開発の流れでいきますと、復興の需要の関係で土石の採取がこれまでは多くございまして、平成25年度をピークに下火になっております。一方、福島の方で少しずつ震災復興が始まってまいりましたので、県南では土砂の採石がまた出てきているんですけども、今後ピークを向かえるのは太陽光かなと思っております。ここ2、3年で10件以上程、太陽光発電の許可をしておりまして、今年度はまだ3件でございまして、御承知の通りで固定買取制度が今年で終わり、あとは入札に切り替わるということで、それまで東北電力と契約が終わってるものですか手をかけてるものは、まだこれからも若干上がってくるのかなと思います。今、相談に来ているのが十数件程でございますので今年、来年ぐらいまではまだ太陽光が続くのかなと思います。

【清和会長】

上限がないっていうのは全国一律の基準なんですか。それとも県の・・・。

【後藤課長】

森林法の中で面積の要件はございません。

【清和会長】

県独自のいろんな所で、特に都市近郊で景観的な問題もあると。景観条例とか県独自

の条例もあるわけです。宮城県にはあるのかないのか知りませんが、そういった周囲の環境の問題と言っても直接的な土砂崩れとかだけじゃなくて、見た目とか野生の動植物の生育場所とか色んな観点で独自に考えて、環境条例的なものから全体の面積を独自に宮城県で考えてることはないんですか。特に宮城県、仙台市近郊はどんどん開発が進んで色々必要だと言われて進んでるんですけども、このままこういったことが進んでいいものかということは考えてもいいんじゃないかと思います。

【後藤課長】

先ほど次長が申しあげましたけれども、大規模開発っていうのは県の要綱がございまして、その中で面積を制限することはございませんけれども、20ヘクタールを超えるものについては関係市町村を含めて協定を結んでいただくという形になっております。その中で太陽光の場合、固定買取制度というのは今、20年とされておりまして、20年が終わると太陽光パネルを撤去するというのが将来決まっておりますので、これについても環境省等でパネルを再活用しますとか廃棄物の関係とかどっと出てまいりますので、それについて検討していると聞いておりますけれども。我々も太陽光が出てきたときに20年後が一番問題になると思っております、いずれパネルを撤去しますと森林に戻るという関係がありますので一時的には太陽光発電は増えていくんだろうなどは思っておりますけれども。一方、地元住民の方からの反対運動は宮城県に起きてございませんので。俗に言う、光の害ですとか景観ですとかってなるんですが、うちの方に挙がってくる案件は人里離れてる所に多いものでございます。大規模なものについては住宅の近くに設備が置かれていないのでなかなか住民の目に触れないというところがあります。あと景観条例みたいなものについて、実は条例はもっているんですけども、規制する条例にはなっておりませんのでそういう視点でも宮城県としては、今のところないということでございます。

【清和会長】

あと、根白石針生山の件で、仙台市の問題なのかもしれませんが、周囲の団地も人がいなくなって高齢化してどんどん寂れてる一方で、新しく造るといった宅地開発の企業に任せてやってしまうところに対して何かこう、本来は仙台市の問題だと思うんですけども県として、全体の森林を管理するとか景観を管理するとか環境を管理するとかそういったところから何か一言あってもいいのかなと。姿勢とか方針とか何か林業の問題だけじゃなくて周辺の環境としての森林といったようなことも仙台市民とか宮城県民とか関心を持ってると思うんで。県としての一つの意見を持たれた方が県庁の存在意義が非常に高くなっていくという気がするんですが、どんなものでしょう。

【後藤課長】

太陽光の話ばかりをしてすみません。実は最近出ている太陽光発電については、そもそも撤去する義務はなかったんですね。そういうところからスタートしましたんで、我々県がしておったんですけども、昨年からは環境省の考え方が変わりました、事業者の方に撤去を義務づけることになっております。今、電力とか国の認可を受けるためには事業計画書の中に撤去を盛り込む形になっておりますので、事業者が少なくとも基本的には20年後です。20年を過ぎても電力との契約の中で売電するなら続くことはございますけれども。設備そのものが大体20年ぐらいで更新必要だって聞いておりますので。

基本的には24,5年っていう世界なのかなと思います。その後は、今の固定価格については41円とか36円とかっていう契約が多いんですけども、今は21円の世界まで下がっております。入札制度が始まっていきますと、国の方で10何円まで下げていこうって考えてきてますが、そこまでいったときに今の設備で利益が出るのかが分岐かなって思います。基本的に法律で許してるものを条例の中で禁じるのは難しいものがございます、そういうところまでは至っていないという形です。

【清和会長】

横断的な部署で議論しながら、県民とかの意見を聞きながら新しい宮城県バージョンみたいなのを作っていかれたらいいんじゃないかなと思います。

ほかにございませつか。無ければ、議事を進めさせていただきます。

続きまして、報告事項(2)の「森林保護部会の審議状況について」森林保護部会の佐藤部会長から説明をお願いします。

② 森林保護部会の審議状況について

・佐藤部会長説明 (略)

【清和会長】

ありがとうございます。何か御質問等があればお願いいたします。

【齋藤(司)委員】

松くい虫の防除、私も気仙沼に住み南三陸町の周辺を見てますと、防除はしているけれどもまったく効果が無いようにしか見られないし、最終的には松くい虫被害により松以外の森林になったため解除になるのかなっていうレベルに進行してると。大島を見てもそう、唐桑のどこを見てもまったくの後追い状態で、松くい虫を伐倒して結果を半年後に見たらまた松くい虫が出てまったく効果が発揮できていないっていう現実ですね、最終的には今お話した形になるのかなと思うのですが。もし本気になって松林を守るとなれば今のような手法又は予算ではまったく間に合わないのではないのかなと思います。よく言われるのは、せつかく三陸道に地域振興とか言って入ってきた瞬間に映るのが周り一面が松くい虫被害でこれが山かっていうようなお話も相当受けますので、こちら辺どうしたらいいのか私自身もよくわからないんですけども、どのように当事者っていうか専門家の立場で思ってるのか確認したいなって、お答えをお願いします。

【田中課長】

それでは、松くい虫関係でお答えしたいと思います。齋藤委員がおっしゃるとおり三陸道が開設されまして南三陸町まで行く過程にかなり松くい虫被害が。三陸道が開設したせいっていうことはないんですけども、海岸線も含めてかなり目立つ状況になっていることに間違いございません。これまで基本的には委員がおっしゃった様に伐倒駆除を中心に対策を練ってまいりました。実際、調査が終わって伐採する頃にはまた新たな被害が出てるということで。それらについても伐採する時点で調査対象にはなっていないけれども随時見つけ次第伐倒するという方法を取り入れまして、なるべく被害木を残さないという方法をとってはきたんですが、それでも予算の関係も影響しまして、それでも追いついていないという状況にありました。そうこうしている内に絶対数といいますか、

松の数もかなり減ってまいりまして、唐桑，巨釜，半造含めまして本数もかなり少なくなってきました。残った松につきまして，これ以上被害を受けないように予防措置があります，樹幹注入ですとか地上散布を行って，枯れて空間が空いた所には松くい虫に抵抗性のある松苗木を植栽するとかです。今後，松林として必要な所は存続させるための取組を推進していく，尚且つ内陸の方であえて松林でなくても森林として整備できる所はその他の樹種に変えていくという方法で，メリハリをつけて貴重な予算を使って整備をしまいたいと考えております。

【齋藤(司)委員】

私も前，気仙沼の議員をやっていましたが，気仙沼の議会でもいつも松くい虫が相当議論される。一番の問題はこの地域の松が枯れたことによって要望を出してやっと予算がついて，それから執行っていうと3ヶ月も半年も経っていますから，それからやってる最中に黄色くなってきたということで。でもそこは予算が入ってないから伐らない。そしてまた同じことを繰り返す事例っていうのが出てきますので。それは市の管轄ですが県でも現場に即応した対応をとれるように，今お話されました内容で理解しますが，そういう形でいざ予算が入った瞬間にこれはまずいと思ったものは伐倒するような形をとらないと，これとこれと本数を決められて，やってる最中にこれは枯れるなど現場にいる人はわかるのですから。予算がないとやめちゃうと，また半年後に伐りに行ったときに二重手間になったり相当な予算を食いますので，先取りしてうまく対策を講じるようにお願いに変えさせていただきます。

【田中課長】

先ほども申し上げましたけれども，見つけた部分を調査対象でなくても伐れる契約を結んでいますので，そのあたりお互い周知不足もあるかもしれませんので，枯れてる木はその時点ですべて伐るという体制を徹底していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【清和会長】

もっと長期的に松を残す場所，改植する場所を，あの辺だとタブもあればケヤキとかイタヤとか結構海岸沿いに太い木が残ってる場所もありますし，そういった自然植生に持って行くということも含めて，そういったところを増やすといった県の試験場とか研究レベルでどういった森林が相応しいのかと。これをやっても駄目だというようなある程度見込みをつけて，データに基づいて地域の人達と話し合うといったことで，お金をいつまでも投資し続けられないということも大事なんじゃないかなという気がします。

【田中課長】

会長のおっしゃるとおりでありまして，あえてアカマツ，クロマツ。海岸防災林についてはクロマツを中心に，尚且つ砂浜に造成する場合にはクロマツが適しているということで松くい虫に抵抗性のあるクロマツが最適と判断しております。海岸全般という話になりますと，砂浜だけではなくて岩場があったりですとか，そういった所にはタブノキでありますとか常緑広葉樹ですとか自然に生育している部分もありますので，そういった所はそういったものを増やしていく，それらに変えていく，あるいは平成24年度に海岸に適する樹種も何点か県で，林業技術総合センターも含めて検討して，適する樹種もピックアップしておりますので，そういった樹種が適する所には松以外の樹木も

植栽をしながら、海岸線あるいは必要な所にはそういった樹種を造林してまいりたいと考えております。

【清和会長】

そういった努力もやられてるなとは思っておりますけれども、ただ目標林型なんかも地元の人と合意形成していくと、栗原だとこれを退かせて言うような意見も強いわけですし、県の試験場とかデータを付き合わせて、やっぱりここは不合理なんだと、だからこうしてやっていくんだと。県の努力はたぶんあるんだと思うんですけれども地域の人達とコンセンサスみたいな、そういったものを同時に作っていかないとなかなか理解が得られない気がするんですがいかがでしょうか。

【田中課長】

守るべき松林については市町村等々と十分に調整をしながら進めておりますが、地元住民の方との合意形成については少し遅れているという部分もありますので、今後はそれらの意見も聞きながらより良い森林整備を行ってまいりたいと考えております。

【清和会長】

はい、ありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

(6) 情報提供事項

【清和会長】

続きまして、次第5の情報提供に進みたいと思います。情報提供(1)の「(仮称)みやぎ森と緑の県民条例」の制定に向けた動きについて、情報提供(2)国における「新たな森林管理システム」と「森林環境税(仮称)」の検討状況についてを続けて事務局から説明をお願いします。

○ 「(仮称)みやぎ森と緑の県民条例」の制定に向けた動きについて

○ 国における「新たな森林管理システム」と「森林環境税(仮称)」の検討状況について

・事務局説明(高橋林業振興課長) (略)

・質疑応答 (略)

【清和会長】

それでは、以上をもちまして、本日の森林審議会の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

【司会(及川副参事兼課長補佐(総括担当))】

清和会長、ありがとうございました。最後に「その他」でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、事務局から委員の改選について及び今後の審議会の開催予定等について御連絡いたします。

- 委員の改選について（略）
- 今後の審議会の開催予定等について（略）


この件につきまして、御質問はございますでしょうか。
それでは以上を持ちまして、本日の宮城県森林審議会の一切を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

< 閉 会 >

議事録署名委員

平成30年 2月 22日

委員 川村正司 

平成30年 2月 28日

委員 佐藤久一郎 